

荒山区防災計画 (防災マニュアル)

平成29年3月



荒 山 区
荒山区自主防災会

平成29年3月7日
荒山区自主防災会
会長

荒山区防災計画策定にあたって

昨年は、4月の熊本地震や10月の鳥取県中部地震のように、足元の断層などが原因で起こる直下型地震が多く発生しました。台風や大雨などによる水害と違い、何の前触れもなく突然発生する地震災害への対策は、私たちの日頃の備えや防災意識の向上がより重要となります。

丹後では、昭和2年（1927年）3月7日午後6時27分に、丹後半島を南北に走る郷村断層と東西に走る山田断層が動き、北丹後地震（丹後震災）が発生しました。この地震により、丹後全体で3,000人近くの人々が亡くなり、多くの家屋が倒壊・焼失する被害がありました。

今年は、丹後震災の発生から90年にあたります。丹後震災を過去の災害と片づけるのではなく、その記憶を後世に伝え、今後の防災意識の啓発を更に一步前進させ、常日頃からいつ！どこで！どんな！災害が発生しても『自助』の考え方と初期行動、そして地域の住民が共に支え合い、助け合う隣組町内体制をベースとした、荒山区自主防災会組織の活動が『共助』であり、最も重要な取り組みとなってきます。

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という心構えで地区の防災力を高め、安全・安心な街づくりを推進するために『自助』『共助』が実際の場面で機能するべく具体的な『荒山区防災計画（防災マニュアル）』を策定しました。

荒山区民の命と地域を守り

減災を図るために！



《 目 次 》

1	はじめに（目的・方針）	1	ページ
2	地区の特性と予想される災害		
	（1）地区の特性	1	ページ
	（2）予想される災害と警報等	2	ページ
3	地区の防災体制		
	（1）組織名称	2	ページ
	（2）地区の状況	2	ページ
	（3）避難場所及び避難所	3	ページ
	（4）避難経路	3	ページ
	（5）組織体制	4	ページ
4	荒山区自主防災会の役割と活動目標	4	ページ
	（1）平時の活動	5	ページ
	（2）災害時の対応	5	ページ
	（3）要配慮者（避難行動要支援者）等への支援	6	ページ
5	緊急時の対応マニュアル		
	（1）活動体制	7	ページ
	（2）活動内容	8	ページ
6	関連機関・施設との連絡		
	（1）行政関連	9	ページ
	（2）医療機関等	9	ページ
	（3）インフラ関係	9	ページ
7	保有する防災資機材の現状と今後の整備について	10	ページ
8	防災訓練	10	ページ
9	附則	10	ページ

【 資 料 】

資料 1	荒山区 防災マップ
資料 2	避難経路図
資料 3	保有する防災資機材の現状
資料 4	特別警報の種類
資料 5	特別警報発表時の取るべき行動例
資料 6	雨の強さと降り方
資料 7	京丹後市の「大雨注意報・警報の発令基準」
資料 8	避難情報は3種類
資料 9	避難方法について
資料 10	荒山区消火栓設置図

1 はじめに（目的・方針）

災害が発生した直後は、交通網の寸断・火災の同時多発などにより、消防・警察などの防災機関や市、府、国等の行政による速やかで十分な対応ができない可能性があります。そのような場合、住民の「自主防災」の意識や地域の自主防災組織の活動が地区防災に大きな役割を果たすと考えられます。

災害時においては、まず、自分・家族の体や生命は基本的に自分自身と家族で守るという「自助」の考え方と初動行動が大切です。

その次に、地域の住民がともに支え合い、助け合う隣組協同の精神即ち「共助」の考え方と行動が重要になってきます。協力しながら地域を守ることが、すなわち自分を守ることに繋がります。

同じ地域に住む者として、協力しながら、お互いの命や地域を守っていくという共通意識が災害時に大きな「力」になります。これは、未曾有の大災害であった阪神淡路大震災や東日本大震災の多くの学ぶべき事例や教訓からも明らかです。

近年想定を超える大災害が各地で頻発しており、当地域でもいつ、どんな災害が発生してもおかしくない状況にあるといえます。発生した場合に備え、いかにして『減災』を図るかが重要な課題です。

荒山区では、地区の防災力を高め、安全・安心なまちづくりを推進するために、「自助」「共助」が実際の場面で機能することをめざし、区民を主体とした防災体制を構築し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えの醸成と、平時からの「備え」と災害時の具体的な行動規範を示す「荒山区防災計画」を定めます。

2 地区の特性と予想される災害

（1）地区の特性・・・【資料1 荒山区防災マップ】参照

ア 当区の世帯数は約800であり、峰山町の東部に位置する規模の大きな集落である。区内を大きく4ブロックに分割し、各ブロックを構成する36の隣組が存在する。現在世帯数、人口とも増加傾向にあるが、一方で高齢者世帯も増加している。また、隣組体制が構築できていない集合住宅の増加など、新たな課題もある。

イ 周囲の山の高さは、さほど高くなく、比較的平坦な地域であり、平地の多くは水田として耕作されている。

ウ 区の中央部を二級河川である竹野川が南北に連なり、鱒留川との合流もあり、水害の懸念のある地域である。

市の防災マップでは、この流域を中心に区内の広範な地域が外水による浸水被害が想定されており、過去にも外水氾濫浸水実績のある地域である。

エ 山は高くないが、家屋に迫っているところもあり、防災マップ上では急傾斜地の土砂災害・崩壊に対する警戒区域及び9ヶ所の特別警戒区域が指定されており、土石流の警戒区域も存在する。

オ 近隣には郷村断層帯や山田断層帯が確認されており、大地震による被害が懸念される地域である。

カ 集中豪雨などの際には、ため池の決壊等も懸念される。

(2) 予想される災害と警報等

ア 台風や集中豪雨（ゲリラ豪雨）による災害

- ・竹野川などの河川氾濫、ため池決壊等による道路や田畑・建物などへの被害
- ・山斜面の土砂崩れ、それによる道路や田畑・建物への被害

→→ 大雨警報、土砂災害警報情報 →→ 避難準備・高齢者等避難開始
→→ 避難勧告
→→ 避難指示（緊急）

避難準備・高齢者等 避難開始 ＝避難準備を始めましょう	<ul style="list-style-type: none">・要配慮者、高齢者等はこの時点で避難所へ避難を開始してください。・その他の方は、今後の気象情報に注意し、いつでも避難できる準備をしてください。 危険だと思ったら早めに避難してください。
避難勧告 ＝避難を始めましょう	<ul style="list-style-type: none">・隣近所で助け合って、速やかに避難所への避難を勧めるものです。
避難指示（緊急） ＝直ちに避難してください！	<ul style="list-style-type: none">・直ちに避難所へ避難してください。 (拘束力あり)

イ 地震による災害

- ・崖崩れや倒木、家屋の倒壊
- ・地震の発生による火災の発生
- ・道路の裂断・陥没等による交通網の寸断
- ・水道・電気等の生活インフラの遮断



Jアラート（緊急地震速報）・・・ 大地震の場合

（被害状況に応じて出される情報に注意する）
避難勧告、避難指示等

3 地区の防災体制

(1) 組織名称 荒山区自主防災会

(2) 地区の状況

ア 世帯数 約730 世帯

イ 平時の人口 2,010 人（平成29年2月末調査による）

(3) 避難場所及び避難所

区分	災害の種類	地区	避難所・避難場所
指定緊急避難場所	風水害	川東上・川東下地区	荒山区公民館（新館）
		川中・川西地区	峰山中学校（体育館）
	地震	川東上・川東下地区	荒山区公民館（新館） 新山小学校（体育館）
		川中・川西地区	峰山中学校（体育館）
	大規模な火災	川東上・川東下地区	新山小学校（グラウンド）
		川中・川西地区	峰山中学校（グラウンド）
福祉避難所（緊急）	※特段の配慮が必要な避難者の優先的な避難所		峰山総合福祉センター
			峰山こども園
指定避難所（2次避難）	※災害の危険性がなくなるまでの一定期間滞在するため、市が開設する避難所		新山小学校
			峰山中学校

(4) 避難経路図

別紙【資料2 避難経路図】のとおり

《注意事項》

- ① 避難にあたっては、安全確保を第一に、気象情報や当該地区、周辺地区などの現状を的確に判断したうえで避難行動をとるものとする。
- ② 府営住宅など、強固な建造物の場合は、住宅内に留まることが逆に安全な場合（風水害等）もあり、避難対象者や周辺の現状等を勘案し、慎重に検討する。
- ③ 避難所は2カ所又は3カ所（災害種類により異なるので注意）であるが被災状況等を勘案し、弾力的に判断、避難する。

(5) 組織体制 「荒山区自主防災会役員・防災リーダー名簿」のとおり

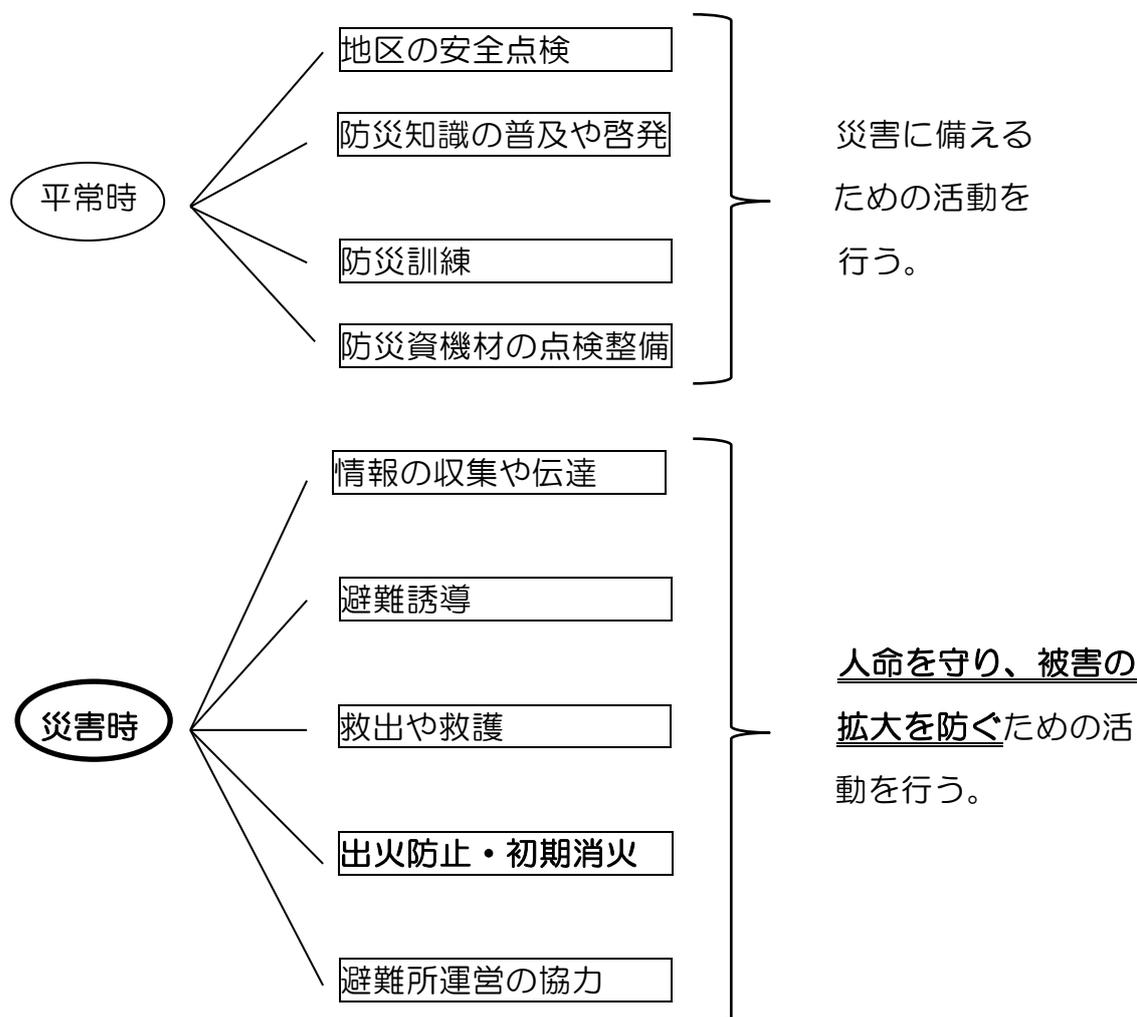
自主防災会 役職名	役 割	役割分担	班 長	防 災 リーダ-
会 長	総 括	情報収集等	班長（2名）	4名
防 災 部 長	総括・指揮	救出救護等	班長（1名）	4名
防災副部長	部長補佐	避難誘導等	班長（1名）	4名
会 計	会 計	給水給食等	班長（2名）	4名
監 査	会計監査	消 火 等	班長（1名）	3名

※班長は、民生児童委員代表、福祉委員代表及び地区ごとの評議員並びに消火班代表があたる。

※防災リーダーは、地区ごとに民生児童委員・福祉委員及び地区ごとの評議員2名ならびに消火班は3名とする。

※サブリーダーは、班長及び防災リーダー以外の地区ごとの評議員があたる。

4 荒山区自主防災会の役割と活動目標



(1) **平時**の活動

ア 防災知識の普及・啓発

地区住民の一人一人が防災に関心を持ち、備えることが大切である。集会を持って学習会を開催したり、ポスターや手作り配布物等を通して、地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行う。

イ 地区の安全点検

地区内の危険な場所や防災上問題のある場所などを点検・確認し、危険な問題個所の改善に向けて、行政や業者に要請したり、場合によっては自分たちで作業にあたる。

ウ 防災資材・機材の整備

防災資材・機材を必要に応じて整備する。いざというときに、誰もがみつられるように、保管する場所をわかりやすく、明確な場所にする。

特に消火班は、中野消防ポンプなど月例点検を行い、維持管理に努める。

エ 防災訓練（8の項参照）

少なくとも、年に1回は防災訓練を行い、いざというときの確な対応、行動ができるようにする。

（京丹後市防災訓練と合わせて行うが、必要に応じて行うものとする。）

(2) **災害時**の対応

災害時は、負傷者の発生や火災・孤立した世帯の発生等様々な事態が発生する可能性がある。

公共機関（京丹後市、警察書、消防等）とも連携しながら、みんなで力を合わせて、被害の軽減に向けて活動する。

ア 情報の収集・伝達

公共機関などから正しい情報を収集し、地区住民に伝達する。また、被災状況などを取りまとめ、防災機関へ報告する。

イ 避難誘導

地区住民を安全な場所（たいていの場合は、指定の避難所）に誘導する。

ウ 救出・救護活動

自分自身が被災したり怪我等しないよう十分注意しながら、できるだけ複数の者で協力して、負傷者や脱出できない者を救出・救助する。

医師の手当が受けられるまでの間、負傷者の応急手当を行う。また、救護所に搬送する。

エ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行う。

オ 給食・給水活動および避難所運営（2ヶ所）への協力

地区で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。

また、支援物資等の配給等、避難所の円滑な運営に協力する。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子どもなど人の助けを必要とする人（広い意味で要配慮者（避難行動要支援者））である。

特に、状況を的確に把握し、避難行動を早めにおこなうことが肝要であり、要配慮者に対して、みんなで協力して支援を行うことが大事である。

ア 要配慮者（避難行動要支援者）の立場に立ち、防災環境の点検・改善を行う。

イ 避難するときは、隣近所の助け合いが重要で、複数の避難支援者を決めておくことが重要である。

ウ 困っている人、要配慮者（避難行動要支援者）には温かい気持ち、思いやりの心を持って接する。

エ いざというときに円滑に支援ができるように、日頃から要配慮者（避難行動要支援者）とのコミュニケーションを図る。

オ なお、避難に特段の配慮が必要な避難者は優先的に福祉避難所に避難しなければならないので、必要なら家族の意向を受け避難に協力する。



5 緊急時の対応マニュアル

(1) 活動体制

ア 災害時には**災害対策本部を設置**し、荒山区事務所を拠点として活動する。

イ **非常時の招集体制**について

非常事態発生時（又は非常事態が想定される時）には、自主防災会の会長が役員を招集し、本部等を設置し、対策を検討する。

※会長不在等の場合は、防災部長がこれに代わり役員を招集する。

※別に定める『荒山区自主防災緊急連絡網』を活用する。

災害対策本部について

構成員（16名）	任 務 ・ 役 割
会長（区長）	① 全体の統括に関すること。 本部役員の招集 ② 被害・避難状況の全体把握。 ③ 重要事項の検討。 ④ 役割分担の確認、指揮系統の統一。 ⑤ 防災リーダーの招集 ⑥ 関係機関との連絡・調整を行う。
防災部長（区長代理）	
防災副部長（副区長3名）	
班長（7名）	
会計（会計）	
監査（監査）	

※ただし、必要に応じて自主防災会議を招集し、会議や連絡・調整を行う。

★**第1次招集（自主防災会三役を招集）**・・・会長、防災部長、防災副部長

- 《想定》
- ・警報発令等による災害発生の危険が生じたとき
 - ・小規模の災害発生（崖崩れや土砂災害等）が報告された時
 - ・火災の発生により、多くの区民の避難が必要になったとき 等

★**第2次招集（自主防災会役員全員を招集）**

- 《想定》
- ・大規模な地震や崖崩れ、土石流の発生などにより、区民が危険な状況になると考えられるとき
 - ・河川やため池が決壊し、広範な浸水被害が想定される時
 - ・土砂災害や崖崩れなどにより、孤立する地域や世帯が考えられるとき
 - ・大規模な火災の発生により、多くの区民の避難が必要になったとき 等

※なお、警報等で早めに自主避難される方は役員または評議員までお知らせください。



ウ 自主防災会の班の役割分担内容について（４の項、参照）

班 名	災 害 時 の 役 割	（ 平 時 の 役 割 ）
情 報 班	公共機関等からの情報収集 ・伝達	啓発・広報、情報収集
避難誘導班	避難経路の安全確認 区民の避難誘導	避難経路の点検
救出救護班	負傷者の救出・応急手当 救護所等への搬送	資機材・器具の整備・点検
給水給食班	緊急食糧・水、保存食の配布、 炊き出し等	器具の整備・点検
消 火 班	消防ポンプ・消火栓・消火器等 による初期消火、出火防止	消火器具の整備・点検

（２）活動内容

会長、防災部長指揮のもと、役員が手分けして、人命救助最優先で活動する。

① 状況の正確な把握

どこで、どのような災害が、どの程度起きたのか？

② 公共機関への協力要請を会長（又は防災部長）が行う。

・京丹後市 ・消防署 ・警察 への要請依頼 等

③ 集結した役員、班長、防災リーダー、協力者により役割分担を調整し、活動に移る。

- ・情 報 班
- ・救出救護班
- ・避難誘導班
- ・給食給水班
- ・消 火 班

不在役員もいる可能性があり、
サブリーダー等、協力可能な
区民で手分けし、
対応しよう！！

④ 会長（防災部長）への定時・臨時の情報伝達

対策本部を荒山区公民館に置き、対応するため、班長、防災リーダー、役員等は随時本部に情報を伝達し、全体の活動の指示、指揮が遅れないようにする。

（通信手段は、固定電話が使用できない場合は、やむを得ず携帯電話等により行う）

⑤ 会長（防災部長）の指示により、各班は活動を行う。

市役所や消防等の動きを本部で把握し、各班長へ連絡し、その動きとずれが生じないように、連携して班ごとの活動を行う。

★常に人命第一の考え方を優先し、判断する。

救助に向かっている者が被害に遭う（二次災害）ことのないように、
十分注意し、配慮する。

- ⑥ **市役所や消防・警察等の関係者が到着した場合**は、その指示に従う。
現場に要請した市役所等の関係者が到着した場合は、現場の状況を正確に伝達し、その指示に従う。
（あくまでも役所関係者が到着するまでの自主防災組織であり、専門家が救援に到着したら、その手伝い・補助にあたる）
- ⑦ 班長や防災リーダー（現場責任者）は会長（防災部長）に救助隊等の到着を知らせ、現場の状況が本部で把握できるようにする。
それを受け、会長（防災部長）は、全体の動きを判断し、他の部署（班長や防災リーダー等）に、正確な情報を伝達し、指示する。

6 関連機関・施設との連絡

(1) 行政関連

種 別	名 称	住 所	電話番号・メール等
京都府	京都府府民生活部 防災消防企画課	京都市上京区下立売 通新町西入藪ノ内町	075 - 414 - 5619 bosaishobo@pref.kyoto.lg.jp
京丹後市	京丹後市企画総務 部総務課	京丹後市峰山町杉谷 889 番地	0772 - 69 - 0140 saigai@city.kyotango.lg.jp
消防	京丹後市消防本部	峰山町丹波 826 番地 の 1	0772 - 62 - 0119（代表） 固定電話なら 119
警察	京丹後警察署	峰山町長岡 469-1	0772 - 62 - 0110（代表） 固定電話なら 110

(2) 医療機関等

種 別	名 称	住 所	電話番号
京都府	京都府立医科大学付属 北部医療センター （与謝の海病院）	与謝郡与謝野町字男山 481 番地	0772 - 46 - 3371
京丹後市	弥栄病院	弥栄町溝谷 3452-1	0772 - 65 - 2003
	久美浜病院	久美浜町 161 番地	0772 - 82 - 1500
組合立	丹後中央病院	峰山町杉谷 158 番地の 1	0772 - 62 - 0791

(3) インフラ関係

種 別	名 称	住 所	電話番号
電気	関西電力宮津営業所	宮津市	0800 - 7778036
水道	市水道整備課	網野庁舎	0772 - 69 - 0580
	市下水道整備課	網野庁舎	0772 - 69 - 0550
電話	NTT西日本	（携帯電話から）	0120 - 4441131

7 保有する防災資機材の現状と今後の整備について

- (1) 保有する防災資機材の現状は【資料3】のとおり。
- (2) 将来の災害に備え、継続的かつ計画的に整備を図り、充実させていくこととする。

8 防災訓練

災害発生時に、区民が「荒山区防災計画」にそって適切な行動ができるよう、市や消防署、消防団等とも連携しながら、訓練項目を設定し、毎年実施する。

- (1) 消火訓練
- (2) 情報収集・伝達訓練
- (3) 避難訓練（要配慮者の支援を含む）
- (4) 応急訓練（救出・救護）
- (5) 給食・給水訓練、避難所運営訓練
- (6) 要支援者の把握
- (7) その他

9 附則

- (1) この防災計画は、平成29年3月7日から施行する。
- (2) この防災計画は、毎年、役員、班長、防災リーダー、サブリーダー（評議員、民生児童委員、福祉委員、消火班員）に配布し、区民には回覧により周知を図る。
- (3) この防災計画は必要に応じて改定することができる。

自分でできる災害対策

1. 災害で一番大事なこと

- ①「まず、自分が死なないこと」
- ②そのためには、どうするかを常に考えておくこと。

2. 火災

- ①住宅用火災警報器
火災の煙で警報音が鳴動し、気が付く。
住宅用火災警報器は、法律等によって設置義務があります。
- ②石油ストーブ
カセットの栓を確実に閉める。（確実に閉まっていないことがよくある。）
- ③初期消火
消火器があれば使用する。場所を確認しておく。
- ④避難
煙を吸わないよう姿勢を低くし、直ちに避難する。一旦避難したら、絶対再度家に入らない。

3. 地震

- ①頭の保護・・・
落下物から一番大事な頭を保護するためバックや持ち物で保護。何もなければ、両手で保護する。
- ②姿勢を低くする・・・重心を低くしないと、横に飛ばされるから。
- ③ガスの元栓を閉める・・・ガスの火を我が家の出火元源にしないため。
- ④出口を確保する・・・
歪んでしまい、開かないことがあるから。落下物があるので、すぐには飛び出さない。
- ⑤ブレーカーをOFFにする・・・電気再開時の火災を防ぐため。
- ⑥地震発生時、あなたはどこにいるか・・・
室内、屋外（道路、橋、広場等）、自宅（就寝中）

4. 台風・ゲリラ豪雨

- ①天気予報で台風等の進路を把握しておく。
- ②台風の右側の半円エリアは、被害が大きい。
- ③浸水のおそれがある場合は、早めに避難する。

5. 平常時にしておくこと

- ①寝室の家具の固定は、最優先に、確実に行うこと。
頭にあたれば、致死率が高くなる。大きな家具は、上下4ヵ所以上をL型金具で固定すること。
- ②食糧等の備蓄をすること。食糧備蓄は1週間分を目安に。非常時持出袋の用意。
- ③防災訓練に参加して避難場所、避難路の確認をしておくこと。